

『新訳華嚴經音義私記』の研究 — 私記所引の字様をめぐって —

論文審査の結果の要旨

新訳華嚴經 (八十卷) を解説するために撰述された『新訳華嚴經音義私記』 (以下「私記」と略す) は、奈良時代末期に成った音義 (対象文献から難字句を出現順に抽出して発音や意味等を記した一種の注釈書) であり、上代日本語史研究に寄与するところの大きい文献として知られている。「正」などの用語を以て漢字の正訛を示す箇所が多数存し、字体規範への関心の高さを示しているが、何に準拠して正訛を判断したかについては明らかにされていなかった。本論文は、「私記」が字様、すなわち楷書の標準字体を示した小学書を利用していることを明らかにするとともに、さらに踏み込んで、それが唐・杜延業撰『群書新定字様』である可能性を指摘するものである。なお、『群書新定字様』は佚書と考えられていたが、敦煌出土スタイル三八八番写本前半部記載の失名小学書がそれであることを西原一幸が1980年代に証明している。

本論文は、第一部「概説編」、第二部「研究編」、第三部「資料編」の三部から成る。第一部は「私記」の書誌・成立背景・研究史等の概説、第三部は「私記」掲出語一覧及び文字索引で、異体字を画像で示す索引は今後の研究に益するところの大きい労作である。主要部分を占める第二部は以下の五章から成り、「私記」所引の字様をめぐると考察が展開される。

第一章では、まず、「私記」が撰述に際して参照したと考えられている大治本『新華嚴經音義』 (現存伝本は大治三 (1128) 年写本だが、奈良時代に成った仏典音義の一つ) の「後紙」と呼ばれる部分と「私記」本文を丹念に比較し、「私記」の先行文献利用の実態を明らかにする。「私記」が第一次的に参照したと推定される文献には他に唐・慧苑撰『華嚴經音義』、唐・玄奘撰『一切經音義』、梁・顧野王『玉篇』等があり、新訳華嚴經の經典本文とともにそれらが撰述者の手元にあったと考えられているが、本論文は、それらの利用に際し、(A) まず經典本文から語句を掲出し、その後に参照文献に沿って注記を施す場合と、(B) 関連する内容を掲出語も含めてそのまま転写する場合があることを、具体例を列挙しつつ明らかにする。

第二章では、「私記」における上記 (A) (B) の撰述手法の相違は、掲出字と注文との字体を分析することで合理的に弁別可能な場合が少なくないことを指摘するとともに、「私記」が (B) の手法を多用する傾向にあることから、覚書的性格を有するとしている。

第三章では、「私記」に見られる「暫暫 上正」 (卷六十) のような字体注記を整理し、代表的な字様で日本の古辞書にもしばしば引かれる唐・顔元孫撰『干祿字書』か、あるいはそれに近い書物であろうと先ず推定する。

第四章では、それらの用例を『干祿字書』及び『群書新定字様』と比較対照し、標字の掲出方式、注文の記述内容、標字の配列方法などが後者により類似していることを明らかにしている。

第五章は総括である。字様の類は藤原佐世撰『日本国見在書目録』 (9世紀末) に多くの書名を見ることができ、平安時代中期には日本に伝来していたことは知られていたが、奈良時代末期から学僧による字様の利用があったことを確認する。

全体的にネイティブチェックの甘さが目立ち、出版に際しては全面的に日本語表現を見直すべきとの注文があったが、本論文が示した発見は、日本辞書史・中国字様史の研究に対して積極的な意義を持っていると判断され、よって本調査委員会は、本論文の提出者が博士 (文学) の学位を授与されるに相応しいと認めるものである。